

平成29年度

第6回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：平成30年1月19日（金）午前9時56分～午前11時31分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

## 議 事

### (1) 「(仮称)いなげや練馬関町店」の新設について

○松波会長 まず、1件目です。

まず、練馬区の「(仮称)いなげや練馬関町店」における、テルウェル東日本株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○大橋課長代理 それでは、資料1の1ページ、審議案件の概要「(仮称)いなげや練馬関町店」の新設について、ご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成29年7月21日、設置者がテルウェル東日本株式会社、店舗の名称が「(仮称)いなげや練馬関町店」、所在地が東京都練馬区関町南四丁目683番51でございます。小売業者名は株式会社いなげやでございます。

新設する日が、平成30年3月22日、店舗面積は1,962平方メートルでございます。

駐車場ですが、店舗屋上に計75台、指針による必要駐車台数63台を満たしております。

出入口が、敷地南西側に1箇所ございます。

自動二輪車用は3台ございます。

駐輪場は敷地内西側ほかに、計128台、条例による必要台数を満たしてございます。

荷さばき施設ですが、敷地内南西側に72平方メートルの施設を設けます。

使用時間帯は、午前6時から午後10時でございます。

廃棄物等の保管施設ですが、店舗1階に容量9.57立方メートルの施設を設けます。指針に基づく排出予測量の9.14立方メートルを満たしてございます。

開店及び閉店時刻は、午前9時から午後10時45分でございます。

駐車場の利用時間帯は、午前8時30分から午後11時でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は第一種住居地域が55%、第一種中高層住居専用地域が45%でございます。

計画地は、西武新宿線「武蔵関駅」の南西850メートルに位置してございます。

東側は公園が隣接、西側は区道を挟んで低層住宅及び駐車場が立地、南側は平成31年

12月頃にマンションが竣工予定、北側は開発道路を挟み、マンション、駐車場、事業所が立地してございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成29年8月10日（木）、午後7時から午後8時まで、練馬区関区民センターで行われまして、出席者数が25名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、練馬区の意見は平成29年10月31日に受理してございますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございません。協議会での意見もございません。

なお、本日欠席ですが、一ノ瀬委員より事前にご質問をいただいております。

資料3の1ページをご覧ください。

届出書16ページ、21（5）広告塔照明の配置計画についてですが、届出書の段階では照明灯の配置が未定となっている部分がありますが、現段階でも未定でしょうかというご質問です。

設置者からの回答ですが、建物壁面に設置します。なお広告塔照明は外照式で、看板にのみ照射することが決定しております。また届出書に記載している通り、照度は必要最小限に抑え、点灯時間は営業時間内としますという回答でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議お願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ございません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 1点だけ確認させていただきたいんですが、東側に公園が接しているというところですけども、公園の状況がよくわからなかったもので、こちらに換気扇とか設備が一応あって、それで公園があって、間にポンプとか受水槽、倉庫なんかがありますので、公園の利用されている部分が、この商業施設側に直接接しているわけではないという理解でよろしいですか。そちらへの影響を若干気にしているんですけども。

この22ページの、これは屋上をメインにしている適切ではないですが、施設の配置の関係を見ると、公園の範囲がちょっとよくわからなくて、ポンプ受水槽とか倉庫とか、これは公園のほうの設備ですよ。

その間に、この突っ込み道路のようなものが入っているのかどうかという話なんですけれども、それがあると、むしろ公園を使っている人たちに見ばえの話とか、騒音とか、そういうものは余り影響ないというふうに考えていいのかなというふうに思ったんですが。

○小林課長 ポンプや受水槽は、敷地境界の右側、東側になりますので、店舗のものではありません。持ち主が誰かというのがちょっとわからないんですけども。

○中西委員 いえ、私が気にしているのは、その公園が公園として主に利用されているのは、この図で言ってもっと東側のほうですよという確認です。

それで、要するに施設にくっついて、公園として余り見ばえとか騒音とか、そういうものは心配なくていいのかなという確認をしたいということです。

○小林課長 大丈夫だと思います。

○中西委員 私はそこを気にしているということです。

○小林課長 22ページのA4の資料のほうに、区立きたうら公園のエリアが確認できるかと思えますけども、そのポンプ施設を挟んでいますので、近接しているわけではございません。

○中西委員 わかりました。結構です。

○松波会長 それでは、吉田委員、ございますか。

○吉田委員 今、ちょっと隣の先生からの質問で気になったんですけども、広告塔を建物壁面にと書いてございますよね。一ノ瀬委員の質問に答えて。これが、公園側に来るということもあり得るんですか。

○大橋課長代理 店舗西側の区道から見える、もしくは北側の青梅街道側から見える位置に設定されるのではないかと、通常であれば。公園側は店舗の裏側になりますので、こちら側の壁面に大きな看板が設置されることは、多分ないと思っております。

○吉田委員 多分ですか。

○大橋課長代理 はい。

○吉田委員 公園で子供たちが遊んでいたり、くつろいでいるときに、すぐ横というか隣の壁面に広告とかがありますと、やはり電気もつきますよね。そういうのはやめていただきたいなとちょっと思いますので、多分ではなく何か、そういうご指示があったらいいかなと思うんですが。

そういう規制はないのですか。東京都の中とか、または、これは区の条例とかそういう

ので、そういうことをやめさせるようなものはないんですか。

○大橋課長代理 やはり区の景観条例のほうで、細目は決められていると思いますので、ちょっとそちらのほうも確認しまして、立地法の審議会ではこういう意見が出ていますよということはお伝えさせていただきます、設置者のほうに。

○吉田委員 よろしくお願ひいたします。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にございません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 特にないです。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○松波会長 それでは、「（仮称）いなげや練馬関町店」における、テルウェル東日本株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、練馬区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

（2）「（仮称）国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業（西街区棟）」の新設について

○松波会長 次は、国分寺市の「（仮称）国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業（西街区棟）」における、住友不動産株式会社ほか11者による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○大橋課長代理 それでは、資料1の3ページ、審議案件の概要「（仮称）国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業（西街区棟）」の新設について、ご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成29年7月28日、設置者が住友不動産株式会社ほか11者、店舗の名称が「(仮称)国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業(西街区棟)」、所在地が東京都国分寺市本町三丁目3001番でございます。

小売業者名は、株式会社三越伊勢丹フードサービスほか未定でございます。

新設する日が、平成30年4月1日、店舗面積は5,179平方メートルでございます。

駐車場は、店舗地下と隔地に計132台、指針による必要駐車台数132台を満たしております。出入口は、敷地南東側と隔地にそれぞれ1箇所、計2箇所でございます。

自動二輪車用は16台でございます。

駐輪場は、店舗地下に258台、条例等による算出台数258台を満たしてございます。

荷さばき施設ですが、店舗地下1階に207平方メートルの施設を設けます。

使用時間帯は、24時間でございます。

廃棄物等の保管施設ですが、店舗地下1階に容量26.68立方メートルの施設を設けます。指針に基づく排出予測量の24.13立方メートルを満たしてございます。

開店及び閉店時刻は、三越伊勢丹フードサービスの食品スーパーが午前7時から午前0時、コンビニエンスストア1店が24時間、その他は、午前9時から午後10時でございます。

駐車場の利用時間帯は、店舗地下2階が24時間、店舗地下3階と隔地は午前7時から午後11時でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は商業地域でございます。

計画地は、JR中央線「国分寺駅」の北10メートルに位置し、駅に直結してございます。

東側は、区画道路を挟んで、同じ再開発事業の東街区棟が同時期に整備されます。西側は商業施設、雑居ビル、オフィス等が立ち並ぶ駅前繁華街、南側は駅が隣接、北側は交通広場が整備される予定です。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成29年9月20日(水)、午後7時から午後8時30分まで、国分寺Lホールで行われまして、出席者数が43名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、国分寺市の意見を平成29年10月31日に受理してございますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございません。協議

会での意見もございません。

なお、宇於崎委員と一ノ瀬委員より事前にご質問をいただいております。

資料3の1ページをごらん願います。

まず、宇於崎委員からですが、届出書5ページの小売業者一覧表の上の2段目の、コンビニエンスストアの開店時刻が午前0時から閉店時刻が翌午前0時とは、24時間営業のことではないのかというご指摘でございます。

これにつきましては、事務局からの回答となりますが、そのとおりでございます。今後は表記の統一に注意し、設置者を指導いたします。

次に、一ノ瀬委員からのご質問ですが、届出書25ページ、21(5)屋外照明および広告塔照明の配置計画について、届出書の段階では照明灯の配置が計画中となっている部分がありますが、現段階でも計画中でしょうかというご質問です。

設置者からの回答ですが、建物壁面に設置します。なお、設置に際しては、歩行者や周辺建物へ光源を直接向けないよう、建物外壁は間接照明を多く採り入れ、華やかな装飾等は避け、落ち着いた雰囲気になるように計画しておりますという回答でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議お願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 もう大体入居する店舗は決まったでしょうかね。

○小林課長 商業施設全体の運営が、三越伊勢丹ホールディングスで、核店舗としてクイーン伊勢丹が入り、そのほか専門店が入るということで、公表はされておりましたが、もう大体決まっていると思います。

○宇於崎委員 じゃあ、結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ちょっとすみません。

公益業務というのがございますよね、併設施設として。

○大橋課長代理 公益施設のことですね。

○吉田委員 これは、私たちがここで審議することではないのかもしれませんが。

○小林課長 市役所の市民サービス、住民票とか、そういうものを扱う事務所と、会議室や集会室ができると聞いています。

○吉田委員 では、例えば災害があったら、そこで帰宅困難者とか何かを受け入れたりもできるということですか。

○小林課長 できると思いますが、それは国分寺市に聞かないとわかりません。

○吉田委員 すみません。余計なことを聞きました。

あと、私はいつも心配するんですけれども、パチンコ店というのは、かなり華美な広告を出すことがあるかなというふうに思っているんですけれども、このことについても、先ほどご質問がありましたように、建物はまだ計画中で、どこに設置するかわからないけれども、建物の壁面に設置しますと、華美なことがないように計画しますというふうに書いてございますけれども、やはりこれは建物設置者の考えに、こちらから何かこれはやってはならないとかということとは言えないということで了解するんでしょうかね。

○小林課長 パチンコ店自体は地下になりますので、店舗の前面というようなところには看板はつかないと思います。

○吉田委員 そうですね。でも、地下に入る入り口とかに、結構キラキラしたものがついていたりとかするところがよくございますよね。何かここにはパチンコ店があるよということがわかるように、ちょっと華美な広告を見受けることが多いのですが。すみません、余計な質問をして。

○大橋課長代理 パチンコ店なんですけど、実は地権者さんなんですけど、もともとそこにあったパチンコ屋さんでございまして、今、仮設店舗といたしまして建ってございまして。交通広場の一番先のところに建っていて、この間見てきたところによりますと、黒っぽいような外壁で、特に電飾のようなものでピカピカさせているような、要は昔よく見たタイプと申しますか、そういったような形ではなかったもので、あと、先ほどの一ノ瀬委員からの回答でも、「壁面は華美な装飾は避け」とおっしゃっていますので、ある程度建物になじむような形で、ただ、看板としては目立たなければならぬので、バランスをとってつくられるとは思っております。

○吉田委員 そういうことというのは、後から何かあったときに、住民とかから「これはやめてほしい」とか、そういう意見が出たときに、それも再検討できるような窓口を用意しておくことがいいかなというふうに思うんですけれども、ここで何も計画中でわからな

いことについて、私たちがとやかくコメントすることもできないので、それはあるんですよ、たしか。

○大橋課長代理 それは、やはり担当市といたしますか、国分寺市の環境部門のところで景観条例等を所管しているところがございますので、市民の方からの苦情等の窓口は用意されております。

○吉田委員 じゃあ、対応していただけるという。

○大橋課長代理 はい。そちらのほうで対応いたします。

○吉田委員 どうもありがとうございます。

それから、もう一つ、ちょっと気になったんです。騒音のところ、21ページのところで、Bのところ、予測結果が基準を上回っていますよね、BとCで。しかも、もう一度やったときも、Cのところ、59.1というので、規制基準を上回っているんですけども、これはこれでもこのままでいくんですかね。

○小林課長 22ページをごらんいただきたいんですけども、建物の壁面のところまでいくと、Cですね。そこまでいくと規制値をクリアしていますので、一応いいということです。

○吉田委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 ありません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 確認させていただきたいんですけど、隔地駐車場を今回持っているということで、配分が55%と45%ですが、約半分隔地のほうへ駐車場の規模を持っているということなんですけど、これを見ると、ちょっと隔地は離れているので、利用者にとってみれば、恐らく計画地の駐車場のほうが利便性が高いのかなという気がするんですけども、両方ともたしか見ると有料だと書いてあるんですけど、料金差みたいなものはあるんですか。

○小林課長 詳細は決まっていますが、買い物をしたお客様への無料のサービスが店舗利用者にはつくと思いますので、買い物した人についてはどちらの駐車場も同じだと思います。

○森本委員 同じ割引の処置があるということですね。

○小林課長 はい。

○森本委員 ということは、恐らくこの隔地駐車場以外にも周辺にコインパーキング等々はあるんですね。

○小林課長 あります。

○森本委員 料金を使っていただくと、その分だけ割り引くというような処置をできるだけここに集約させるというような趣旨というふうに理解していいですか。

○小林課長 そうです。

○森本委員 はい、わかりました。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 今、隔地駐車場の件なんですけども、この国分寺駅周辺は駐輪場も少なく、多分駅周辺にはコインパーキングはほとんどないと思います。

この案件なんですけど、もしも来客車両で駅周辺が渋滞した場合には、国分寺駅に来るバスがあるんですけども、それも支障を来すということがありますので、万全の措置をとっていただきたいと思います。

その対策として、36ページですか。交通のほうの別紙資料で、交通検証資料のところの36ページに2点ほど対策が書いてあるんですけども、もしもその開店時とか、特異日なんかの場合、これで済むのだろうかという気がいたします。もう少し対策等を事前に練っていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つなんですけども、事前に聞いたんですけども、この西街区棟じゃなくて、もう一個東街区棟があるんですけども、ここの店舗というのは、申請は出ていないんですね。

○小林課長 大規模小売店舗に該当しない予定です。

○木村委員 ですよ。もしも、この東街区棟に1,000平米未満の店舗ができた場合には、西街区の駐車場の割り振りは全て決まっているので、東街区棟の店舗は西街区棟の駐車場は使えないというふうに考えてよろしいんですね。

○大橋課長代理 特に今のところ提携で使わせるとか、料金サービスを東街区棟にもするという事はしないということを聞いております。

○木村委員 東街区棟の店舗は、西街区棟の駐車場は使えないというか、提携駐車場ではないということですね。

○大橋課長代理 提携にはしないということ聞いております。

○木村委員 わかりました。了解しました。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 私のほうで、先ほど吉田委員からもちよつとありましたが、騒音の予測結果がオーバーして、民家壁面でようやく基準値を満たすと。でも、かなりぎりぎりというあたりがちょっと気になっていて、実害がどの程度出そうなのか、出ないのか、出ないと見込んでいいのかというあたりをちょっと確認したいなと思ったんですけども。

主要な騒音発生源というのが、荷さばき施設というようなことなんですけど、これは37ページの地下1階の平面図に見えている荷さばき施設という理解でいいんですか。

○大橋課長代理 そのとおりでございます。出入り口が来客駐車場と共用になっていて、この建物の一番南東側の中央線の線路のすぐ脇のところ、ここになっていますので、そこから荷さばき車両も来客車両も出入りをします。

○上野委員 何か、もともとそんなに静かな場所でもないんだと思うので、そういった意味では静穏な環境を求めてくる方が住まわれることも、そんな心配しなくてもいいのかなという気はするんですけど、ちょっと今も聞いていて、東側のところは、今回のこういう予測にはないようないろんな騒音源が東街区にも、また荷さばき施設があつたりですとか、そういうこともあるのかなと思いますと、今、予測に入っているものだけで相当ぎりぎりな状況なので、そこはやっぱり心配なのかなという気はします。

苦情が出た場合には、誠意をもって適切な対応をとすることは書かれているんですが、この辺は慎重にということで、お願いできればなと思います。

○小林課長 予測の結果は基準をオーバーしていますので、事業者のほうには、その旨、申し伝えます。

実害という意味で言いますと、15ページをごらんいただくと、深夜帯に5台程度の荷さばき車両が来ますので、実際はこの音が影響するということだと思いますので、実害という意味ではちょっと何とも言いがたいところですね。

○大橋課長代理 あと、東街区についてなんですけども、パース図がございまして、こちらが西街区でこちらが東街区なのですが、ちょうどこの間のところの道路に、下からスロープで荷さばき車両が出てくるのですが、マンションに入居される方は、西街区のここに荷さばきの出入り口があるということ承知の上、購入されていると思いますので、その

あたりもご確認いただいていると思います。

○松波会長 騒音について、多少懸念がございますので、その点についてはご指導のほうをお願いいたしたいと思います。

審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「(仮称)国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業(西街区棟)」における、住友不動産株式会社ほか11者による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、国分寺市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

### (3) 「(仮称)ロイヤルホームセンター足立」の新設について

○松波会長 次は、足立区の「(仮称)ロイヤルホームセンター足立」における、ロイヤルホームセンター株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○大橋課長代理 それでは、資料1の5ページ、審議案件の概要「(仮称)ロイヤルホームセンター足立」の新設について、ご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成29年7月28日、設置者がロイヤルホームセンター株式会社、店舗の名称が「(仮称)ロイヤルホームセンター足立」、所在地が東京都足立区堀之内一丁目618番1ほかでございます。

小売業者名はロイヤルホームセンター株式会社でございます。

新設する日が、平成30年3月29日、店舗面積は7,200平方メートルでございます。

駐車場ですが、敷地内南側、店舗2階、隣接する隔地の3箇所にございまして、計334台、指針による必要駐車台数334台を満たしてございます。出入口が、敷地南西側に入りと出口が1箇所ずつ、店舗駐車場と隔地駐車場の連絡部分に出入口が2箇所の計4箇所ございます。

自動二輪車用は5台ございます。

駐輪場は敷地内南西側ほかに、合計4箇所、206台設置しており、指針の参考値の206台を満たしてございます。

荷さばき施設ですが、店舗西側に127平方メートルの施設を設けます。

使用時間帯は、午前6時から午後10時でございます。

廃棄物等の保管施設ですが、店舗1階と敷地内西側に合計4箇所、容量33.99立方メートルの施設を設けます。指針に基づく排出予測量の28.72立方メートルを満たしてございます。

開店及び閉店時刻は、午前6時15分から午後9時30分でございます。

ここで、届出書の20ページ、図面3をお開きください。

朝6時15分から営業するのは、1階の東側約半分で、このエリアは資材売り場で、職人さん向けに早朝から営業するとのこと。

1階の西側とその他の売り場は、午前9時からの営業となります。

駐車場の利用時間帯は、午前6時から午後10時でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は工業地域でございます。

計画地は、日暮里・舎人ライナー「江北駅」の西約1,500メートルに位置してございます。

東側は、区道を挟んで計画店舗の隔地駐車場と事業所等が立地、西側は区道を挟んで事業所が立地、南側は都道107号（東京・川口線）を挟んで荒川が流れ、北側は区道を挟んでパチンコ店や住居が立地しているという環境でございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成29年9月1日（金）、午後7時から午後7時30分まで、鹿浜いきいき館で行われまして、出席者数が14名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、足立区の意見を平成29年10月23日に受理してございますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございません。協議会での意見もございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議お願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ちょっと、これを聞いていいのかわからないんですけど、そもそも論なんですけど、工業地域に大規模小売店舗って、今、立地していいんですか。どういう指導をなさりましたか。

○大橋課長代理 建築基準法の用途制限では、商業の床面積が1万を超えてはならないという規定がございます。ですから、1万を超えなければ、特に建ててはいけないということとはございません。

○宇於崎委員 そこは結局事業者さんとは、お話はされなかったということですね。

○大橋課長代理 そこは建築確認申請とか建築基準法のほうの話なので、まず、そちらで申請が認められなければ建てられませんので、立地法の相談も来られないと思います。

○宇於崎委員 わかりました。ちょっとそもそも論なので、これを聞いたらずいかもしれない。ありがとうございます。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ありません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ないです。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 ありません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 ちょっと直接かかわる話じゃないんですけど、広域の半径2キロの来客店舗経路の設定なんですけど、ちょっとこれは極めて特殊なケースで、河川をまたいでいるので、河川の反対側のほうの割合が54%というような設定をしているんですけども、河川がない場合は恐らくこういう数字になるんですけど、これは河川があっても同じような設定でいいのかわかるかというのは、ちょっと若干気にはなるところでございます。

だからといって、多分数値を見ると余力があるので、問題ないのは問題ないと思うんですけども、場合によっては、こういうときは少し配慮されるといいのかもしれない。コメントです。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「(仮称)ロイヤルホームセンター足立」における、ロイヤルホームセンター株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、足立区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

#### (4) 「(仮称)オーケー橋場店」の新設について

○松波会長 次は、台東区の「(仮称)オーケー橋場店」における、オーケー店舗保有株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○大橋課長代理 それでは、資料1の7ページ、審議案件の概要「(仮称)オーケー橋場店」の新設について、ご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成29年8月10日、設置者がオーケー店舗保有株式会社、店舗の名称が「(仮称)オーケー橋場店」、所在地が東京都台東区橋場一丁目202番1でございます。

小売業者名は、オーケー株式会社ほか1者未定でございます。

新設する日が、平成30年4月11日、店舗面積は2,981平方メートルでございます。

駐車場ですが、店舗4、5、6、R階に計152台、指針による必要駐車台数72台を満たしてございます。出入口が、敷地北西側に1箇所ございます。

自動二輪車用は9台ございます。

駐輪場は店舗1階と敷地内に計149台、条例等による算出台数149台を満たしてございます。

荷さばき施設ですが、店舗1階に120平方メートルの施設を設けます。

使用時間帯は、午前6時から午後11時でございます。

廃棄物等の保管施設ですが、店舗1階に容量計15.79立方メートルの施設を設けます。指針に基づく排出予測量の13.89立方メートルを満たしてございます。

開店及び閉店時刻は、午前8時から午後10時でございます。

駐車場の利用時間帯は、午前7時30分から午後10時30分でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は近隣商業地域でございます。

計画地は、東武伊勢崎線「浅草駅」の北約1,500メートルに位置してございます。

東側は隅田川、西側は都道314号言問大谷田線（通称橋場通り）を挟んで事業所および住居が立地、南側は特別養護老人施設が隣接、北側は私道を挟んで事業所、住居及び台東区立産業研修センターが隣接する環境でございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成29年9月8日（金）、午後7時から午後8時まで、東京都人権プラザ分館で行われまして、出席者数が70名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、台東区の意見を平成29年12月6日に受理してございますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございません。協議会での意見もございません。

なお、宇於崎委員より事前にご質問をいただいております。

資料3の1ページをお開きください。

まず、一つ目の質問ですが、（1）算出された必要駐車台数は72台（5ページ）に対して、実際の収容台数は152台と倍以上の台数となっているが、これはなぜか。たとえば駐車場③の店舗6階部分がなくてもよいのではないかというご質問でございます。

回答ですが、指針では商業地区による計算により自動車分担率30%で算出しておりますが、事業者の判断として、実際には自動車利用数が相当数あると推測しており、駐車場不足による周辺環境への影響を考慮して今回の計画としておりますという回答でございます。

二つ目の質問ですが、周辺には住宅やアパートが密集している。駐車場から周辺の住宅が覗かれたりすることはないかという質問でございます。

回答ですが、当該店舗は、高齢者施設のある南側は全面が壁であり、都道を挟んで住居等が建ち並んでいる西側は壁面に開口部がありますが、内部は車路スロープとなっており通常人が立ち入ることはありません。唯一北側に住居が1棟ある状況です。駐車場内の風

紀等維持につきましては、警備員や従業員による巡回を行い、不審者があれば声かけを行います。万一、近隣より苦情等があった場合は、先方と対応策について協議を行いますという回答でございます。

三つ目の質問ですが、届出書の22ページ、図面6やその他の階の平面図をあわせてご覧ください。

質問。北西側の店内エレベーターは2階と3階のみしか停止しないのか。

次の質問ですが、北東側の店外エレベーターは何階に停止してどのような使用のされ方を想定しているのか。

その次の質問ですが、荷捌きエレベーターは3階までしか達しないようだが、4階部分には機械室などがないのかという質問でございます。

回答ですが、一つ目の質問に対しまして、計画店舗は1つのフロアで他フロアでお買い求めいただいた商品も含めて一括精算ができます。店内エレベーター及び店内階段は、お客様が未精算の商品を持って売場フロアを移動する際にお使いいただくものです。

二つ目の質問に対しましては、北東側の店外エレベーター及びその横の階段は、1階からR階の各階を行き来するためのものです。なお、3階の図面では、店外エレベーター及びその横の階段の前のスペースは、売場の塗り表記になっておりますが実際はレジの外側になります。

三つ目の質問に対しては、荷さばきエレベーターは商品搬入のためのもので、荷さばき施設のある1階と、売場のある2、3階を結びます。4階北西部はセキュリティーのため届出書には記載していないということですが、機械室となっており、ここへのアクセスは北東側の店外エレベーターまたは階段を使いますという回答でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議お願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 今回の回答の3番目のエレベーターの件で、エレベーターの二つ目、1階からR階の各階を行き来するということは、1階から上がって2、3、4、5、6、Rまで全部とまって、そこでおりられるということですね。

○大橋課長代理 はい、そのとおりです。

○宇於崎委員 わかりました。ちょっと図面ではそう見えなかったもので、ありがとうございます。

います。

○大橋課長代理 いわゆる全部のフロアを停まる、通常用いられるエレベーターと階段という位置付けだと思います。

○宇於崎委員 わかりました。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ないです。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 先ほど、ご質問に対して、指針では商業地区による計算により、自動車分担率30%で算出しておりますが、事業者の判断として実際には自動車利用者数は相当数ある。この30%という数字の根拠と、事業者の推測はかなり隔たっていると思うんですけども、これはこのとおり30%と言われれば、完全駐車場のスペースが小さくなるわけですよ。

これは事業者がそう推測する、もっと自動車を使うだろうから多くしましたということを行っているわけで、指針が全然現実と合っていないということなんでしょうか。

○大橋課長代理 指針のほうは、ナショナルスタンダードでございまして、全国同じ値を使っておりまして、商業の場合は分担率30%、この場合ですとこれを使うことになっているということです。

オーケーさんの判断として、その地区を見渡したときに、いやいや、ここは商業地域とはいえ、余り商業地域じゃないところだよという判断で、割と住宅、あとは事業所等が多いところでございます。

私どもも現地を見たのですが、例えば商店がいっぱい固まってあるとかというのは全くございまして、どちらかというとお店がほとんどないようなエリアでございましたので。ただ、大きな通りの沿道なので、そこは近隣商業地域というところに区分けされているだけであって、実際のところは商業地域ではないような場所でございます。

○吉田委員 実際には商業地域ではないけれども、商業地域と指定されている場所もあるということですか。

○大橋課長代理 そうでございます。

ですから、そういった場合は、案件のご相談の際、私どものほうからご指摘して、もう少し駐車場を持たないと足りなくなるのではないのでしょうかというようなご指導は常日頃

からしているところなのですが、今回はオーケーさんのほうで自主的にその部分を気付かれてと言いますか、配慮されたところかと思います。

○吉田委員 ですから、数字から、その商業地域だから、30%だからぴったり30%ですと言われていても、都のほうで、「いや、これはもうちょっと住宅街が多いのでふやしたほうがいいですよ」というような指導はできるということですね。

○大橋課長代理 それは日々行っていることでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。

あと、一つ聞きたかったのは、この4ページにありまして、「共有施設等」と書いてありますよね。区分と階数があつて、1階から3階までは店舗がありますよね。それで、オフィスとかそういうものはなくて、駐車場があるんですけども、「その他共有施設等」というところに結構な面積が書いてあるんですけど、これは何と解釈するんですか。

○大橋課長代理 これは、まず平面図をごらんいただけますでしょうか。

21ページから22ページを見ますと、オレンジに塗られた部分がいわゆる売り場の部分で、立地法の店舗面積になりまして、その他の白くて何も書かれていないところが結構あるかと思います。そういったところが、例えば商品の保管スペースであったり、冷凍施設があったりとか、オーケーさんの食品の加工場があったりとか、こういったところがございます。ちょっと共用という言葉が適当ではなかったかもしれないんですけど、売場ではない部分のオーケーさんのスペースになります。

○吉田委員 結構たくさんありますね。

○大橋課長代理 そうですね。店舗運営に関しましては、例えば、従業員が休むスペースですとか、そういったところも全部必要になってきますので。

○吉田委員 何か別のものが入るということはないということで考えて。

○大橋課長代理 そうです。別のテナントさんとか、そういったものが入るということはありません。

テナントさんに関しては、21ページにございます1階部分は別テナントさんなんですね。まだ未定なのですが。

○吉田委員 共用施設と書いてある限りは、ここは店舗はもう入らないということですか。

○大橋課長代理 店舗部分ではございませんので。

○吉田委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 別に意見ではなく感想で、先ほどの駐車場の件は、恐らくこの店舗さん、スーパーにしてはかなり商圈が広いというか、他県でこの審議会をやったこともありますけど、やはりあふれるというようなことがあって、ちょっと議論になったようなことも過去にあったような記憶もございます。

それから、図面を見ると、前面道路、一方通行なんですけど3車線で、今、ちょっとグーグルのストリートビューを見ているんですけど、両側の1車線ずつに路上駐車がだあっと並ぶというようなこともありそうな雰囲気でもあるので、店舗のご判断というのは尊重していいのかなという、これは感想でございます。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 私もちょっと関連をして。

大店立地法指針値のベースは、基本的には2000年のときにつくって、今から18年ぐらい前につくった指針をベースにしていまして、それが2005年のときに1回見直しをかけていますけども、先ほど事務局からあったように、全国的なナショナルスタンダードをつくっているんで、当然地域によって非常に大きな隔たりが出ると。そういうことで、地域の実情に合わせて設定するというようなことが基本となっているので、恐らくこの考え方でいいのかなという気がしております。

それで、この後、例えば実際にオープンをしてみたと。ところが、思ったほど実を言う使っていないとなったとなると、今度は駐車場床が余ってくると。

今のルールの中では、一定規模の増床をかけることができるというふうに理解していいですか。その駐車場のフロアを使って。

○小林課長 利用実態を見て、余っている状況が実証されれば、その駐車場の床を店舗にすることは可能です。

○森本委員 ということは、店舗側の戦略としては大きくつくっておいて、実情に合わせて、今後、商業展開を考えていくというためにも少し大き目にとったというふうにも理解できると思うんですね。わからないですけど。最後は感想です。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 騒音のほうの予測で見切れなかったんですけども、31ページに、音源として冷凍機が予測地点P2の前に設置されていますけども、これは予測の計算を見ると、回

折による減音量というのが入っているんですね。計算過程の43ページですかね。

この建物は9階建てで、建物のほうは6階建て、高さがよくわからないんですけども、例えば9階建てのほうが高いとすると、直接冷凍の室外機が見えないということになるのでしょうか。

○大橋課長代理 南側の特別養護老人施設の北側には一切窓等がなく、屋上に上がってのぞき込むようなことをしなければ、要は人が住んでいるところからは見えないという状況でございました。

○木村委員 老人施設側に窓がないから。

○大橋課長代理 はい。

○木村委員 と言いながら、この予測地点P2というのは、窓のない側を予測しているわけですよね。

○大橋課長代理 そうでございますね。

○木村委員 ですけども、ここに回折減音量が入っているというのは、結局、直接は見えないというふうに考えてよろしいんですか。

○大橋課長代理 その回折は、屋上に冷凍室外機は設置されておりまして、遮音壁という位置づけのものではないのですが、オーケーさんのほうの外壁が立ち上がっているということで、その外壁の回折をとっております。

○木村委員 ですから、P2側からは見えないと。直接は見えないという。

○大橋課長代理 同じ高さであれば見えません。上から見おろせば見えるのですが、窓がないので。

○木村委員 一応P2の予測地点は28.5メートルというふうになっていますので、その辺、オーケー側の建物との比較をしながら、本当にこれを予測していいのかどうかというのを検討願いたいと思います。

○大橋課長代理 その高さの設定で、例えば老人施設側のほうへ斜めに音が行くので、上のほうでとらなきゃならないという考えでしょうか。

○木村委員 この店舗側の高さが、理解していないんですけども、例えば老人ホームのほうが高ければ、多分塀があったことによっても、直接見える場所というのは出てくるのかなというふうに思っているんですけども。

○大橋課長代理 じゃあ、その老人施設のもっと高いところから見えたとして、その高

さを設定して予測するべきということですか。

○木村委員 そうですね。一番できれば数値の高いところを予測地点に選定してほしいと思います。

○大橋課長代理 それでは、今のご指摘がございましたので、その旨を設置者のほうに伝えまして、立ち上がっている外壁をかすめて斜めに抜けていく可能性もあるので、その高さを設定した予測というのをお願いしてみようと思います。

○木村委員 よろしくをお願いします。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 最後の騒音に関する点については、よろしく願いいたします。

審議会としましては、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「(仮称)オーケー橋場店」における、オーケー店舗保有株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、台東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

#### (5) 「株式会社高島屋日本橋店」の変更について

○松波会長 次は、中央区の株式会社高島屋日本橋店における、株式会社高島屋ほか3者による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○大橋課長代理 それでは、資料1の9ページ、審議案件の概要「株式会社高島屋日本橋店」の変更について、ご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成29年8月8日、設置者が株式会社高島屋ほか3者でございます。店舗の名称が「株式会社高島屋日本橋店」、所在地が東京都中央区日本橋二丁目4番1号ほかでございます。

小売業者名は、株式会社高島屋ほか1社でございます。

ここで若干説明をさせていただきます。

本案件は、国の重要文化財に指定されている高島屋日本橋店を含む一帯街区が、市街地再開発事業により開発整備されるのに伴い、旧高島屋店舗に隣接して建設される2棟の高層ビルの低層階に高島屋が売り場の増床や施設の移設等を行う変更の届出でございます。

今回、資料1の11ページに追加資料をおつけしましたので、お開き願います。

左側の写真のBの部分既存の建物、CとAが新たに建設される建物でございます。

届出書では、それぞれB街区、C街区、A街区と表記されておりますので、よろしくお願いたします。

その資料の下の表に、簡単ですが、店舗構成が示されております。

なお、ウォッチメゾンに関しましては、大店立地法の対象店舗ではございません。

それでは、変更しようとする事項でございますが、店舗面積を4万4,808平方メートルから5万5,373平方メートルに増床する変更を行います。

駐車場の位置及び収容台数についてですが、変更前は隔地6箇所を届け出していたものを、変更後は新設する二つのビルの地下に駐車場が確保されることから、これを届出に追加し、隔地2箇所を届出から除外します。

台数については、計616台から629台となります。

台数の算出根拠ですが、既存店舗の実績に増床面積分の指針による必要台数を上乘せして算定しました。この算定方法は、大店立地法における一般的な方法でございます。

次に、駐車場の出入口の数及び位置についてですが、届出から外れる二つの隔地駐車場の出入口がなくなり、A街区とC街区の出入口が加わることで、合計で23箇所から22箇所に変更となります。

駐輪場の位置及び収容台数についてですが、変更前は隔地に42台を設置していたものを廃止し、A街区1階に70台設置いたします。

台数の算定につきましては、中央区は附置義務条例がないことから、建物商業部分は利用実績から、オフィス部分は国土交通省の大規模開発地区関連交通計画マニュアル等から算定し、必要台数を59台と見込み、これを上回る台数を設置します。

開店及び閉店時刻ですが、開店時刻を午前10時から午前9時に、閉店時刻を午後8時から午後9時に変更いたします。

ただし、B街区とC街区の1階の一部は、午前7時から午後11時の営業時間に変更い

たします。

これは、近隣のオフィスワーカーの地下鉄等での通勤時間帯に合わせ、そのニーズに合わせた売り場を計画しているためでございます。

駐車場の利用時間帯でございますが、午前9時30分から午後8時30分の時間帯から、午前8時30分から午後9時30分の時間帯に、ただし、No. 4 駐車場は、午前6時30分から午後11時30分に変更いたします。

荷さばき施設の位置及び面積でございますが、B街区1階からC街区地下2階に全面的に移設した上で、面積を900平方メートルから1,462平方メートルに広げます。

荷さばき施設の使用時間帯でございますが、午前8時から午後6時の時間帯から、午前6時から午後10時の時間帯に変更いたします。

廃棄物等の保管施設の位置と容量でございますが、B街区の地下2階からC街区の地下2階に全面的に移設した上で、容量を50.07立方メートルから71.93立方メートルにふやします。

算定は、既存店舗の実績排出量の値に、変更後の店舗面積と営業時間の増加率を掛けて得られた値、65.56立方メートルを上回る容量を確保しております。

以上が変更する事項でございます。

変更する理由が、日本橋二丁目地区市街地再開発事業の建物竣工に伴い、売り場の増床、リニューアルを実施するほか、駐車場等の施設の配置及び営業時間等の運営方法の見直しによる顧客サービス向上のためで、変更する日は平成30年4月9日でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は商業地域でございます。

当該店舗は、東京メトロ銀座線「日本橋駅」の南約15メートルに位置してございます。

東側は都道316号（昭和通り）を挟んで事業所が、西側は国道15号（中央通り）を挟んで商業施設及び事業所が、南側は特別区道を挟んで店舗及び事業所が、北側は特別区道を挟んで高層ビル及び防災倉庫が立地しているという環境でございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成29年9月28日（木）、午後7時から午後7時40分まで、TKP東京駅日本橋カンファレンスセンターで行われまして、出席者数が9名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、中央区の意見を平成29年10月26日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございません。協議会で

の意見もございません。

なお、一ノ瀬委員より事前にご質問をいただいております。

資料3の2ページをお開きください。

質問。届出書28ページにおいて、増床及び営業時間延長に伴う廃棄物排出量の増加率を予測する際に、営業時間面積係数という指標が用いられていますが、この指標は事業計画変更に伴う廃棄物排出量の変化量を計算する際に一般的に用いられる指標と考えてよろしいでしょうかという質問でございます。

これにつきましては、事務局より回答いたしますが、そのとおりです。延床や増床の際、面積比や営業時間比で変更後の排出量を予測する方法が一般的に用いられております。ただし、何らかの要因によりこれが合理的でないと判断される場合は、より合理的な方法を検討し指導することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議お願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 すごい図面が難しくて読み切れないんですけど。

余計なお世話ですが、これはオフィスのほうは、どこの系列が入るとかはもう決まっているんですか。

○小林課長 A街区は、ビルの名前が太陽生命なので、太陽生命が入ると思います。

それからCは把握できておりません。

○宇於崎委員 いいです。

これ、C街区は、でも商業施設ないんだよね。ピンクに塗られているところってないですよ。

○小林課長 Cですか。Cはあります。

○宇於崎委員 どれがないんだっけ。

○小林課長 1階から5階の低層の部分ですね。

ほんの少しあるのはAです。A街区はちょっとだけあります。

○宇於崎委員 A街区がちょっとあって、C街区は6階、7階ぐらいまでは商業施設が全部入っていて、その上に切りかえてオフィスが乗っかっている。

つまり、現地計画的に考えれば、多分、旧高島屋さんの高さに合うところまでA、B、

Cが大体雰囲気ですろえて、その上は切りかえて近代オフィスビルとして建てたというようなイメージですよね。

○小林課長 はい。

○宇於崎委員 これって、中央区なんかは景観条例を持っていないから、これは自主的にこの企業さんがそういうふうにつくられていたというふうに解釈すればいいんですか。

千代田区なんかでいくと、例えば31メートルルールみたいなものがある、丸の内は、その部分までは古い雰囲気ですろえましょうみたいな形をするんだけど、多分中央区はそれを持っていないので、企業さんが自主的に雰囲気を合わせて、いい景観をつくろうとしたというふうに理解すればいいんですね。

○小林課長 正確な答えでないかもしれませんが、もともとあったB街区の建物と似たようなデザインにしています。C街区の低いところ。上層部は一般的なオフィスビルの形をしていますので、そこは高島屋として一体として見えるようなデザインになっているんだと思います。

○宇於崎委員 わかりました。余計なこと言ってすみません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ないです。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ありません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○吉田委員 ここはすごくいい場所ですよ、皆様ご存じのとおり。東京駅からすぐ歩いて行ける場所です。

何か災害があったりしたら、帰宅困難者を収容するスペースを用意しているとか、何かそういう地域に貢献するようなことはやってはいないんですか。

○小林課長 基本的には。帰宅困難者を受け入れるような計画にはなっております。どこに入れるというのは、ちょっと詳細はわかりませんが、もともとそういうつくりで計画されております。

○吉田委員 この高島屋って、もともとの高島屋は、何か先ほど、ちょっと私、どこに書いてあるかわからなかったんですけど、何か建築文化。

○小林課長 重要文化財に指定されています。

○吉田委員 だから、これはもうさわれないんですよね。

○大橋課長代理 そうですね。建物は基本的に維持するということです。

○吉田委員 だから、これ以上高いものもつukれないんですよね。もともとのデパートのところ。

○大橋課長代理 そうです。このところはそのまま保全といいますか。

○吉田委員 隣が、見たところすごくよく似た外観なんですけれども、それをまねしたものを同じ高さでつくって、その上にオフィスをつくるということで計画されているんですよね。

○大橋課長代理 そうですね。この歴史的な景観を維持するというのが、地区計画等でも示されておりますので、そちらの考え方に合った設計をされていると思います。

○吉田委員 どうもありがとうございます。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 かなり大きな開発で、商業床もそうですけれども、全体のボリュームがかなりふえるので、交通に関してはかなり細かくやっていただいているんですけど、ちょっと1点だけ。

荷さばきなんですけれども、これは店舗も含めて全体の荷さばき施設の計画がかなりしっかりしていないとなかなか難しいかなと思っていて、いただいた資料の中の25ページのところに、路上での荷さばきがないように、この下のほうで、「道路上での入庫待ち車両の発生がないように、計画的な荷さばきを徹底します」という一文が入っているんですけど、これは極めて重要な一文だと思いますので、かなり危惧をしておりますから、きちんと計画的にやっていただきたいということを発言しておきたいと思います。

○大橋課長代理 その旨をお伝えさせていただきます。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ちょっと教えてほしいんですけども、変更後、5万5,000平米で、こちらの別紙の資料のほうは6万6,000平米になっているんですけども、その1万弱の平米は本店法にひっかからない面積だということによろしいのでしょうか。

○大橋課長代理 そのとおりでございます。立地法で算定した面積が5万5,000平米になるということでございます。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「株式会社高島屋日本橋店」における、株式会社高島屋ほか3者による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、中央区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

それでは、これで本日の審議を終了いたします。長時間のご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。

委員の皆様には大変ご苦労さまでした。